学校法人富山国際学園の研究活動における不正防止に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、学校法人富山国際学園（以下「学園」という。）における研究者の研究活動に関し、不正行為を防止し、及び不正行為が発生した場合の迅速かつ適正な解決を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において「研究者」とは、学園の職員のうち職務として研究に携わる者（過去に携わっていた者を含む。以下同じ。）及び学園の施設・設備を使用して研究する者をいう。

２　この規程において「研究活動」とは、資金の出所にかかわらず、研究者の研究活動全般をいう。

３　この規程において「不正行為」とは、研究の立案、計画、実施及び成果の取りまとめ（報告を含む。）の際においてなされる次に掲げる行為をいう。

（１）捏造　　架空のデータ、研究成果等を作成すること。

（２）改ざん　研究資料・機器・過程を不正に変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

（３）盗用　　他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

（４）その他　ア　研究費を不正に使用するなど、法令や関係規則を遵守しないこと。

　　イ　その他学園の研究者として、相応しくない行為をすること。

４　この規程において「被通報者」とは、直接の通報の対象となった研究者及びこれ以外の者で、調査の過程において当該通報の対象となった研究に係わる研究者で、不正行為に関与したと認められる者をいう。

（最高管理責任者）

第３条　理事長は、最高管理責任者として富山国際大学（以下「大学」という。）及び富山短期大学（以下「短大」という。）を統括し、補助金の運営・管理について最終責任を負う。

２　最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って運営・管理が行えるよう、適正にリーダーシップを発揮しなければならない。

（統括管理責任者）

第４条　最高管理責任者を補佐し、補助金の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、大学及び短大の学長（以下「学長」という。）を統括管理責任者とする。

（部局責任者）

第５条　統括管理責任者を補佐し、学部及び学科等における補助金の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、学部及び学科等の長を部局責任者とする。

（研究活動における不正への対応に関する学園の責任の所在）

第６条　この規程の施行及びその他研究者の責任ある研究活動における倫理観の醸成については、学長が責任を有する。

２　学長は、研究者の研究活動が適切に行われるために、教育・研修等による啓発を継続的に行わなければならない。

３　学園の教育職員は、学生が修学の一環として行う研究活動において不正行為を行わないよ

う、適切に指導する責任を有する。

（不正防止計画の推進等）

第７条　学長は、研究活動における不正行為の防止及び不正防止計画の推進を図り、事務部が事務を処理することとし、次に掲げる業務を行う。

（１）不正防止計画の策定及び実施に関すること。

（２）研究者及び事務職員を対象とした研修会・説明会に関すること。

（３）その他研究費不正使用防止に関すること。

（窓口等）

第８条　研究活動における不正行為に関する通報（相談を含む。以下「不正行為に関する通報」という。）の窓口は、前条に規定する部署とする。

２　不正行為に関する通報の方法は、電子メール、封書、電話、ＦＡＸ又は面談によるものとする。

３　不正行為に関する通報は、原則として実名によらなければならない。ただし、匿名による通報があった場合においても、その内容によっては、実名による通報に準じた取扱いをすることができる。

４　不正行為に関する通報は、被通報者名、不正行為の態様等及び当該事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的な根拠が示されていなければならない。

５　第１項に規定する窓口は、通報内容が研究活動における不正行為に該当すると判断する場合、当該事案を学長に報告し、学長は理事長に報告するものとする。ただし、当該事案が学長に係るものである場合は、理事長に報告するものとする。

６　研究活動における不正行為が行われる恐れがあり、又は不正行為を求められている通報については、窓口においてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、学長が被通報者に警告を行うものとする。

（秘密保持）

第９条　理事長又は学長（以下「学長等」という。）は、不正行為に関する通報を受け付ける場合、通報者（相談者を含む。以下同じ。）が特定されないよう秘密を守るため、適切な措置を講じなければならない。

２　窓口に寄せられた不正行為に関する通報を知り、又は不正行為を調査する立場にある者等（以下「調査関係者」という。）は、通報に係る通報者、被通報者、通報内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、調査関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底しなければならない。

（通報者等の保護）

第10条　理事長は、悪意（被通報者を陥れ、又は被通報者が行う研究を妨害するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えること及び被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に通報者に対し審査終了までは、解雇、配置転換及び懲戒処分等を行ってはならない。

２　理事長は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって被通報者に対し審査終了までは、研究活動を全面的に禁止してはならない。解雇、配置転換及び懲戒処分等についても同様とする。

（調査等）

第11条　学長等は、研究活動における不正行為に該当する可能性があるか否かを含め、通報された事案について調査を行うべきものと判断した場合は、速やかに調査を開始するものとす

る。

2　学長等は、調査の開始に先立ち、調査する者の氏名及び所属について通報者及び被通報者に通知し、調査への協力を求めるものとする。

3　通報者及び被通報者は、２週間以内に理由を添えて調査者に関する異議申立てをすることができるものとする。この場合において学長等が異議申立てに対する内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査する者を交代させるとともに、通報者及び被通報者に通知するものとする。

4　学長等は、当該事案の研究に係る資金を配分する機関（以下「資金配分機関」という。）がある場合、その機関に調査を行うことを通知するものとする。

5　学長等が調査を行わないことを決定した場合、理由を付して通報者に通知するものとする。

（調査委員会）

第12条　学長等は、調査を実施するために、事案毎に調査委員会を設置する。

2　調査委員会は、次に掲げる事項を処理するものとする。

（１）疑義に関する調査を行うこと。

（２）調査方法に関すること。

（３）調査結果に伴う不正行為の認定に関すること。

（４）調査結果の理事長への報告に関すること。

（５）その他対象となる事案に関して必要なこと。

3　調査委員会は、調査を行うに当たり、公平性及び中立性を確保するとともに、調査期限を設け迅速に遂行しなければならない。

4　調査委員会の委員は、次に掲げる者とする。ただし、委員となるべき者が自ら関係する事案については委員となることができない。

（１）常務理事

（２）当該事案にかかる学長（事案が学長に関わる場合は、学長を代行する者）

（３）当該事案に応じて専門的知識を有する学内及び学外の者で、学長（事案が学長に関わる場合は、学長を代行する者）が必要と認める者　５名以内

5　委員の任期は、当該事案にかかる第２項の事項の処理が終了するまでとする。ただし、欠員が生じた場合、学長等は、速やかに後任の委員を補充するものとする。

6　調査委員会に委員長を置き、常務理事から互選された者をもって充てる。

7　委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。委員長に事故があるときは、委員長が予め指名した者が、その職務を代行する。

8　調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会できない。

9　調査委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（調査結果の通知）

第13条　理事長は、調査委員会の結果を踏まえ、通報者及び被通報者並びに資金配分機関がある場合にはその機関に、調査結果を通知するものとする。

（不服申立て）

第14条　不正行為を行ったと認定された者又は悪意に基づく通報を行ったと認定された者は、その認定に関して、理由を添えて学長等に不服申立てをすることができる。

2　不服申立ての審査は、調査委員会が行う。

3　調査委員会が不服申立てについて再調査を行う場合は、その結果を学長等に報告するものとする。学長等は、この審査結果を通報者及び被通報者に通知するとともに、資金配分機関がある場合はその機関に通知する。

（調査結果等の公表）

第15条　理事長は、調査委員会が調査事案について不正行為が行われたと認定した場合、速やかに調査結果を公表しなければならない。調査事案について不正行為がなかったと認定した場合、原則として調査結果を公表しない。

2　理事長は、不正行為がなかったと認定した者に関し、その名誉を回復するため、当該事案において不正行為がなかった旨を調査関係者に対して周知する等不利益が生じないための措置を講じるものとする。

（調査結果を受けた処理）

第16条　理事長は、調査結果を踏まえ、必要に応じて不正行為を行ったと認定された者、又は悪意に基づく通報と認定された通報者に対して、大学及び短大就業規則に基づく懲戒の手続きを行うとともに、特に必要と認める場合は刑事告発等の処置を行わなければならない。

2　学長等は、不正行為を行ったと認定された者、又は悪意に基づく通報と認定された通報者が学園の学生である場合には、懲戒を行うことができる。

（研究費の執行等）

第17条　学長等は、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された研究に係る研究費（当該研究に係るあらゆる資金。以下同じ。）の支出の停止等適切な措置をとることができる。

2　学長等は、不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者等の当該研究に係る研究費の支出を直ちに中止しなければならない。この場合において、不正行為への関与が認定された者等に対しては、使用された研究費の返還を求めることができる。

3　学長等は、不正行為が行われなかったと認定された場合、調査の際に措置した研究費支出の停止等を解除する。

（雑則）

第18条　この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附　則

この規程は、平成19年11月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成23年６月１日から施行する。